

○ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

(昭和52年12月26日奈良県告示第514号)
 改正 昭和61年 4月22日 告示第 60号
 平成 8年 3月 1日 告示第504号
 平成16年 7月27日 告示第235号
 平成17年 3月29日 告示第645号
 平成17年 9月22日 告示第327号
 平成18年 1月 1日 告示第484号
 平成24年 3月30日 告示第574号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、昭和53年4月1日から適用する。

なお昭和46年12月奈良県告示第467号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域)は、昭和53年3月31日限り廃止する。

町村名	規制地域
平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、山添村、明日香村	当該町村の全域 (都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている工業専用地域を除く。)